

2025 年 9 月 4 日

尾崎蓮選手所属ジム代表

津村尚幸 殿

2025 年 8 月 31 日 アクロス福岡  
第 2 試合 真生 vs 尾崎蓮戦の提訴についての回答

GRACHAN 実行委員会/JUDGE SQUAD

標記の試合に関し、尾崎蓮選手所属ジム代表津村尚幸氏から提出された異議申し立ての主張は以下の通り。

1. 異議申し立ての主張

- (1)レフェリーの事実誤認：試合が決着した真生選手の膝蹴りの前にバッティングがあったのではないか。
- (2)裁定の再考要望：①が認められるのであれば、試合結果に影響を及ぼす重大な事実誤認があったため、再考を要望する。

2. 審議結果

実行委員会は、当該試合について JUDGE SQUAD と共に、試合映像を検証した結果、以下の結論に至る。

## 記

### 1. 結論

主張の通り、レフェリーによる事実誤認があったことを認め、試合結果を「ノーコンテスト」に変更する。

### 2. 理由

#### (1) 事実の確認

当該試合は5分2ラウンド延長1ラウンドで行われ、第1ラウンド開始0分35秒頃に真生選手が膝蹴りを放ち、その後、尾崎選手はダウン。レフェリーが試合をストップし、第1ラウンド0分36秒でTKO勝利が宣言された。

#### (2) 映像検証の結果

実行委員会はJUDGE SQUADからの意見を聴取し、以下の点を映像検証した。

1. フィニッシュに至る真生選手の膝蹴りの前にバッティングがあったか。

検証の結果は以下の通り。

1. テイクダウンの攻防の際、真生選手が起き上がる動きの中で、真生選手の側頭部が、尾崎選手の顔面に衝突していた。

バッティングではあったが、真生選手に過失は認められず、偶然のアクシデントであったと判断される。しかし、アクシデントが確認された時点で、試合を中断し、ルールに基づいた適切な処置を取るべきだったが、レフェリーが認識できなかったため試合が続行され、正常な競技状態が保たれていなかった。さらに、このアクシデントによる効果が、試合結果に影響を与えたと判断され、第1ラウンド終了前に試合が停止されたため、試合成立とは言えない。したがって、試合結果を「ノーコンテスト」に変更する。

### 補足

通常の数秒での認識においてこのアクシデントを判明するのは大変困難であると判断する。よって、当該試合審判員の過失も認められないものとする。

以上